

(二) 立岩川水系 河川整備計画

令和 8 年 7 月

愛 媛 県

立岩川水系 河川整備計画（案）

目 次

1.	立岩川流域の概要	1
2.	立岩川の現状と課題	3
2.1	治水の現状と課題	3
2.1.1	主な洪水被害	3
2.1.2	治水事業の沿革	3
2.1.3	河川の維持管理	3
2.2	河川利用の現状と課題	4
2.2.1	河川水の利用状況と課題	4
2.2.2	河川流況の状況と課題	6
2.2.3	河川水質の状況と課題	6
2.3	河川環境の現状と課題	7
2.3.1	動植物の生息・生育の状況と課題	7
2.3.2	河川空間の利用状況と課題	10
3.	河川整備計画の目標に関する事項	11
3.1	河川整備計画の計画対象区間	11
3.2	河川整備計画の計画対象期間等	11
3.3	洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標.....	11
3.4	河川の適正な利用に関する目標	12
3.5	河川環境の整備と保全に関する目標	12
3.5.1	動植物の生息・生育・繁殖環境	12
3.5.2	水質	12
3.5.3	河川空間の利用	12
4.	河川整備の実施に関する事項	13
4.1	河川工事の目的、種類及び施行場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要	13
4.1.1	洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項.....	13
4.1.2	河川工事の種類及び施行場所	14
4.1.3	河川環境の整備と保全に関する事項	17
4.2	河川の維持の目的、種類及び施行の場所に関する事項.....	17
4.2.1	洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項.....	17
4.2.2	河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項.....	18
4.2.3	河川環境の整備と保全に関する事項	18
4.3	河川の整備を総合的に行うために必要なその他の事項.....	19
4.3.1	水防に関する事項	19
4.3.2	流域における河川管理の取組への支援に関する事項.....	19
4.3.3	災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能維持に関する事項.....	19
4.3.4	環境への配慮事項の具体的な対策に関する事項.....	19

1. 立岩川流域の概要

立岩川は、その源を愛媛県北部の高縄山地に発し、急峻な山地を経て途中支川を合わせ、松山市北条の市街地を西流し瀬戸内海斎灘に注ぐ、流域面積 43.1km²、河川延長 11.8km の二級河川である。下流より一次支川である院内川、萩原川、滝本川、小山田川、儀式川、庄府川、大道谷川、明神谷川が合流する。流域内人口は約 1,300 人である。

立岩川水系の流域は、すべて松山市（旧北条市）に含まれる。流域のほとんどは急勾配の山間部に位置している。流域には含まれないが、沿川において、中流部は耕作地・水田、下流部は旧北条市の市街地となっており、本水系の治水・利水・環境の意義は極めて大きい。

立岩川の上流域は、上流側から中起伏山地、小起伏山地、大起伏丘陵地、扇状地性低地、からなり、中下流域は自然堤防・砂州・砂丘で構成されており、築堤区間沿川の開けた箇所は三角州や扇状地となっている。また、流域の主な地質は、上流域は主に花崗岩質岩石となっており、中下流域の開けた扇状地や三角州の箇所においては、泥・砂・礫等の堆積物となっている。

立岩川流域内の土地利用の状況について昭和 51 年時点と令和 3 年時点で比較すると大きな変化は見られないが、一部がゴルフ場として利用されている。土地利用は、農地面積が全体の 2 割程度となっており、森林面積と合わせると、全体の 9 割強を占めている。

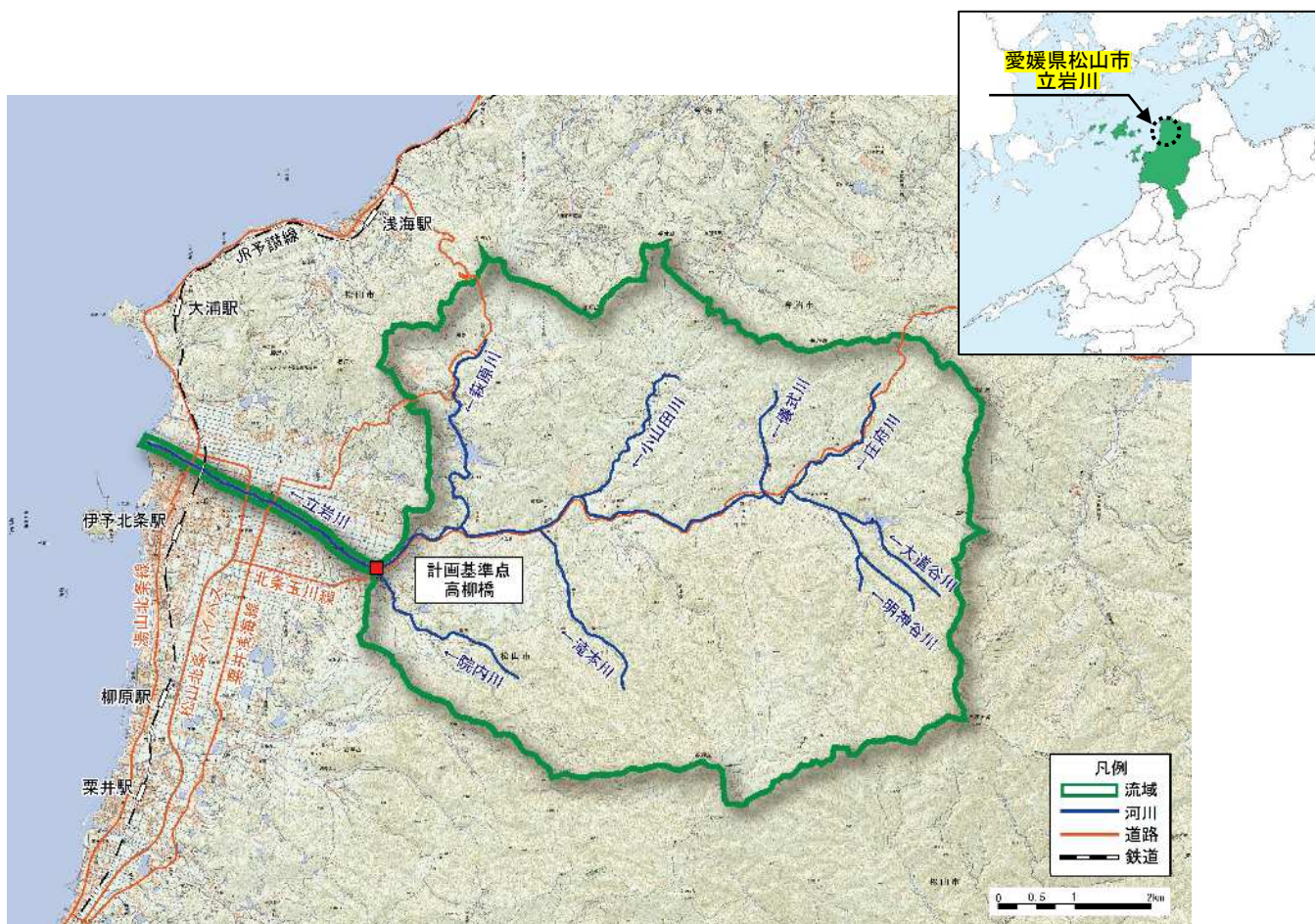
流域内には、県道湯山北条線、国道松山北条バイパス、県道粟井浅海線が中下流部で立岩川を横断している。また、上流域の立岩川沿いを県道北条玉川線が通っている。

鉄道網は、香川県高松市と宇和島市を結ぶ JR予讃線が通っており流域周辺の駅としては伊予北条駅が立地している。

立岩川流域周辺には、国指定天然記念物の「エヒメアヤメ自生南限地帯（大正 14 年指定）」等や、県指定記念物（史跡）の「恵良城跡（昭和 52 年指定）」、県指定有形文化財（建造物）の「国津比古命神社楼門（昭和 28 年指定）」等がある。

立岩川流域の気候は、温暖な瀬戸内海式気候に属しており、流域近傍にある松山観測所における過去 30 年間の年平均気温は 16.9℃となっている。

過去 30 年間の平均年降水量は、1,400mm 程度であり、全国平均の 1,670mm 程度と比べると少ない。年降水量で最も多かった年は、令和 6 年の 2,053mm であり、最も少なかった年は平成 14 年の 931mm である。



国土地理院の電子地形図（タイル）に流域界等を追記

図 1 立岩川水系流域図



図 2 立岩川 現況写真

2. 立岩川の現状と課題

2.1 治水の現状と課題

2.1.1 主な洪水被害

水害統計記録のある昭和 38 年以降、立岩川流域における主な近年の浸水被害として、家屋被害があったもの 2 件、家屋被害がなく河川構造物にのみ被害があったもの 2 件の計 4 件が発生している。近年では愛媛県内で甚大な被害をもたらした平成 29 年の豪雨、平成 30 年の豪雨によって家屋被害がないものの、越水が生じている。

なお、古い文献等の記録では大正 15 年、大正元年、明治 26 年、明治 19 年等の洪水により氾濫や堤防が決壊し、甚大な被害が発生した記録が残されている。

表 1 過去の主要洪水一覧表

年	発生日	河川名	気象原因	水害原因	水害区域 面積(ha)	被災家屋棟数	
						床下	床上
H2(1990)	9月11日～9月20日	立岩川	豪雨及び台風19号	有堤部越水	1.0	1	0
H5(1993)	9月1日～9月5日	立岩川	豪雨及び台風13号	有堤部越水・内水	25.0	6	0
H29(2017)	9月17日	立岩川	豪雨及び台風18号	有堤部越水	-	0	0
H30(2018)	6月28～7月8日	立岩川	豪雨及び台風7号	有堤部越水	-	0	0

出典) 水害統計、愛媛県資料

※平成 29 年および平成 30 年洪水では浸水被害はなし



図 3 平成 29 年台風 18 号と

30 年台風 7 号による出水時の状況

(左：平成 29 年台風、中央および右：平成 30 年台風)

2.1.2 治水事業の沿革

立岩川は一連区間を通した改修が行われていないが、古くから護岸や堤防が整備された河川であり、近年においても災害復旧事業等により部分的な改修が行われている状況である。

また、河川沿川に親水階段や高水敷の一部が河川公園として整備され、親水空間として利用されている。

2.1.3 河川の維持管理

愛媛県では、公共の安全を保持するため、護岸、床止め等の河川管理施設の維持管理や河道の適正な確保に向けた維持管理に努めている。

堤防、護岸、堰、樋門等の河川管理施設については、定期的に巡視点検を行う必要がある。また、河道においては、現況の把握に努め、必要な流下断面を確保するために適切な維持管理が必要である。

2.2 河川利用の現状と課題

2.2.1 河川水の利用状況と課題

立岩川水系の河川水の利用については、許可水利権は25件、慣行水利権は76件存在しており、その内訳の全てがかんがい用水となっている。

表2 立岩川水系 許可水利権一覧

番号	取水場所	水利権者	目的	灌漑面積(ha)	届出	備考
1	松山市立岩米之野乙135番4地先	北条地区かんがい	かんがい	548.3	H27.3	立岩ダム
2	松山市才之原字白濁甲697番地先	北条市土地改良区(白濁)	かんがい	7.9	H30.8	
3	松山市才之原字立岩甲13番地先	北条市土地改良区(立岩)	かんがい	0.3	H30.8	
4	松山市才之原字前川甲61番地先	北条市土地改良区(前川)	かんがい	6.0	H30.8	
5	松山市才之原字堂南甲82番地先	北条市土地改良区(堂山南)	かんがい	2.0	H30.8	
6	松山市猿川字畔田甲891番地先	北条市土地改良区(畔田)	かんがい	1.5	H30.8	
7	松山市猿川字白濁甲5番2地先	北条市土地改良区(白濁)	かんがい	0.7	H30.8	
8	松山市猿川字堂山甲3521番地先	北条市土地改良区(堂山)	かんがい	4.2	H30.8	
9	松山市猿川字茶鼻甲854番地先	北条市土地改良区(茶鼻)	かんがい	3.0	H30.8	
10	松山市立岩中村字大久保原甲82番2地先	北条市土地改良区(大久保)	かんがい	1.8	H30.8	
11	松山市才之原字湯ノ山甲220番地先	北条市土地改良区(湯ノ山)	かんがい	5.0	H30.8	
12	松山市立岩中村字ビワ方原甲63番1地先	北条市土地改良区(ヒガワ原)	かんがい	0.3	H30.8	
13	松山市儀式字新田甲313番2地先	北条市土地改良区(新田)	かんがい	0.1	H30.8	
14	松山市才之原字湯ノ山甲260番地先	北条市土地改良区(湯ノ山)	かんがい	0.4	H30.8	
15	松山市尾儀原字井手口甲1番地先	北条市土地改良区(井手口)	かんがい	5.0	H30.8	
16	松山市猿川原字堂山甲54番地先	北条市土地改良区(堂山)	かんがい	—	H30.8	
17	松山市猿川原字畔田甲919番1地先	北条市土地改良区(畔田)	かんがい	1.0	H30.8	
18	松山市才之原字立岩甲15番地先	北条市土地改良区(立岩)	かんがい	5.0	H30.8	
19	松山市才之原字山之下甲704番地先	北条市土地改良区(山之下)	かんがい	0.5	H30.8	
20	松山市才之原字友国甲731番地先	北条市土地改良区(友国)	かんがい	6.0	H30.8	
21	松山市儀式字鎌井出甲561番地先	北条市土地改良区(鎌井出)	かんがい	7.9	H30.8	
22	松山市才之原字白濁甲686番地先	北条市土地改良区(白濁)	かんがい	3.0	H30.8	
23	松山市立岩中村字三反地甲483番地先	北条市土地改良区(三反地)	かんがい	5.0	H30.8	
24	松山市正岡神田字大町甲250番地先	北条市土地改良区	かんがい	4.0	H30.8	
25	松山市正岡神田字木下甲79番地先	北条市土地改良区	かんがい	8.0	H30.8	

出典)愛媛県資料

表3 立岩川水系 慣行水利権一覧(1)

番号	取水場所		目的	灌漑面積 (ha)	取水期間	備考
1	北条市大字中通大泉119金剛屋	右岸	かんがい	20.00	5/10～10/10	
2	北条市中村三反地486	左岸	かんがい	3.00	4/20～10/10	
3	北条市上石松25	左岸	かんがい	15.00	6/20～10/10	
4	北条市向川1911	右岸	かんがい	2.00	6/20～10/10	
5	北条市八反地奥分1509	両岸	かんがい	200.00	—	
6	北条市樋口1	左岸	かんがい	290.00	6/20～10/10	
7	北条市高田宮ノ下375-1	左岸	かんがい	7.00	6/20～水稲落水期	
8	北条市庄井口甲507	(右岸)	かんがい	15.00	6/20～10/10	
9	北条市庄高柳362	(右岸)	かんがい	10.00	6/20～10/10	
10	北条市宮の上	左岸	かんがい	100.00	6/22～10/15	
11	北条市高柳130	右岸	かんがい	3.00	6/20～10/20	
12	北条市庄井口482の2	右岸	かんがい	40.00	6/20～10/10	
13	北条市才ノ原前川754	左岸	かんがい	—	5/1～10/10	
14	北条市木ノ下31	左岸	かんがい	10.00	6/20～10/20	
15	北条市才ノ原立岩15-3	右岸	かんがい	40.00	6/20～10/10	
16	北条市才ノ原立岩8	左岸	かんがい	—	—	
17	北条市才ノ原四反地167	左岸	かんがい	1.00	5/5～10/1	
18	北条市才ノ原久保735	両岸	かんがい	—	5/5～10/10	
19	北条市才之原土居185-2	(右岸)	かんがい	6.00	4/20～10/10	
20	北条市才ノ原白杖甲723	左岸	かんがい	5.00	5/5～10/1	
21	北条市尾儀原22	右岸	かんがい	1.50	4月下旬～10月中旬	
22	北条市尾儀原1	右岸	かんがい	3.50	4月下旬～10月中旬	
23	北条市鎌井口568	左岸	かんがい	25.00	6/15～9月下旬	
24	北条市猿川畦田895	右岸	かんがい	1.40	5/1～9月下旬	
25	北条市猿川茶屋ヶ鼻	左岸	かんがい	1.50	5/1～9月下旬	
26	北条市猿川湯裾727	(右岸)	かんがい	—	—	
27	北条市猿川大遊寺937	(右岸)	かんがい	—	—	
28	北条市猿川原石田	(右岸)	かんがい	—	—	
29	北条市儀式560	右岸	かんがい	2.20	6/15～9月下旬	
30	北条市滝本谷川甲131	左岸	かんがい	0.21	5月上旬～10月上旬	
31	北条市滝本谷川136	右岸	かんがい	0.02	5月上旬～10月上旬	
32	北条市滝本中屋敷ビヤの下161	右岸	かんがい	0.06	6月～10月中旬	
33	北条市滝本中屋敷甲245	右岸	かんがい	0.01	6月上旬～10月上旬	
34	北条市滝本中屋敷238	右岸	かんがい	0.02	6月上旬～10月上旬	
35	北条市滝本下屋敷237	左岸	かんがい	0.70	5月上旬～10月上旬	
36	北条市滝本下屋敷188	左岸	かんがい	0.05	6月初旬～10月初旬	
37	北条市滝本下屋敷170	左岸	かんがい	0.02	6月初旬～10月初旬	
38	北条市滝本下屋敷170	左岸	かんがい	0.05	6月初旬～10月初旬	
39	北条市滝本下屋敷169	左岸	かんがい	0.06	6月初旬～10月初旬	
40	北条市滝本箆田90-1	右岸	かんがい	0.05	6月上旬～10月上旬	

出典)愛媛県資料

表 4 立岩川水系 慣行水利権一覧(2)

番号	取水場所		目的	灌漑面積 (ha)	取水期間	備考
41	北条市滝本簗田90-1	右岸	かんがい	0.01	6月上旬～10月上旬	
42	北条市滝本簗田88-1	右岸	かんがい	0.08	5月～10月中旬	
43	北条市滝本簗田107-2	右岸	かんがい	0.17	6月上旬～10月上旬	
44	北条市滝本簗田	右岸	かんがい	0.08	6月上旬～10月上旬	
45	北条市滝本下屋敷179	左岸	かんがい	0.02	6月初旬～10月初旬	
46	北条市滝本下屋敷169	左岸	かんがい	0.04	—	
47	北条市才ノ原上ノ川166	左岸	かんがい	—	—	
48	北条市滝本谷川130		かんがい	0.05	6月上旬～10月上旬	
49	北条市滝本中屋敷ビヤの下164-2	右岸	かんがい	0.05	6月上旬～10月上旬	
50	北条市滝本谷川132	右岸	かんがい	0.06	6月上旬～10月上旬	
51	北条市滝本下屋敷189	左岸	かんがい	0.03	6月初旬～10月初旬	
52	北条市立岩立岩甲15-3	右岸	かんがい	—	6/20～10/20	
53	北条市小山田正岡1160	左岸	かんがい	0.10	—	
54	北条市小山田正岡1159-11	左岸	かんがい	6.00	—	
55	北条市小山田坊主野80	右岸	かんがい	—	—	
56	北条市小山田坊主野74	左岸	かんがい	—	—	
57	北条市小山田坊主野60		かんがい	0.50	—	
58	北条市小山田西森784	右岸	かんがい	—	—	
59	北条市小山田下原337	右岸	かんがい	1.00	—	
60	北条市小山田下原334	右岸	かんがい	0.20	—	
61	北条市小山田三反地1004	左岸	かんがい	—	—	
62	北条市小山田914	左岸	かんがい	—	—	
63	北条市小山田657	右岸	かんがい	—	—	
64	北条市小山田坊主野47	両岸	かんがい	—	—	
65	北条市小山田坊主野27-12	左岸	かんがい	—	—	
66	北条市小山田坊主野27-11	右岸	かんがい	—	—	
67	北条市小山田坊主野27-12	左岸	かんがい	—	—	
68	北条市大字小山田鎌ヶ谷791	右岸	かんがい	—	—	
69	北条市高田清水2	左岸	かんがい	10.00	—	
70	北条市高田岸ノ下296	左岸	かんがい	17.00	6/20～水稲落水期	
71	北条市高田岸ノ下250	左岸	かんがい	17.00	—	
72	北条市高田井手口240-1	右岸	かんがい	5.00	6/20～水稲落水期	
73	北条市院内宮ノ下1049	右岸	かんがい	20.00	—	
74	北条市院内原410	左岸	かんがい	5.00	5/2～10/10	
75	北条市院内土居305	左岸	かんがい	5.00	5/2～10/10	
76	北条市院内石田1005	右岸	かんがい	5.00	5/2～10/10	

出典) 愛媛県資料



図 4 立岩ダム (左からダム湖、ダム堤体、余水吐)



図 5 立岩川取水施設 (左から 1. 7k 付近、2. 7k 付近、3. 2k 付近)

2.2.2 河川流況の状況と課題

流量については観測が行われていないため、流況資料が乏しい状況にある。今後、データの蓄積に努める必要がある。

2.2.3 河川水質の状況と課題

立岩川では水質汚濁に係る環境基準の類型指定がなされていないが、松山市により公共用水水域水質測定が行われている。

近年 10 か年の水質調査結果によると、主要な河川の水質指標である BOD は概ね A 類型～AA 類型相当であり、良好な水質となっている。今後も関係機関と連携を図りながら水質の維持・向上に努める。

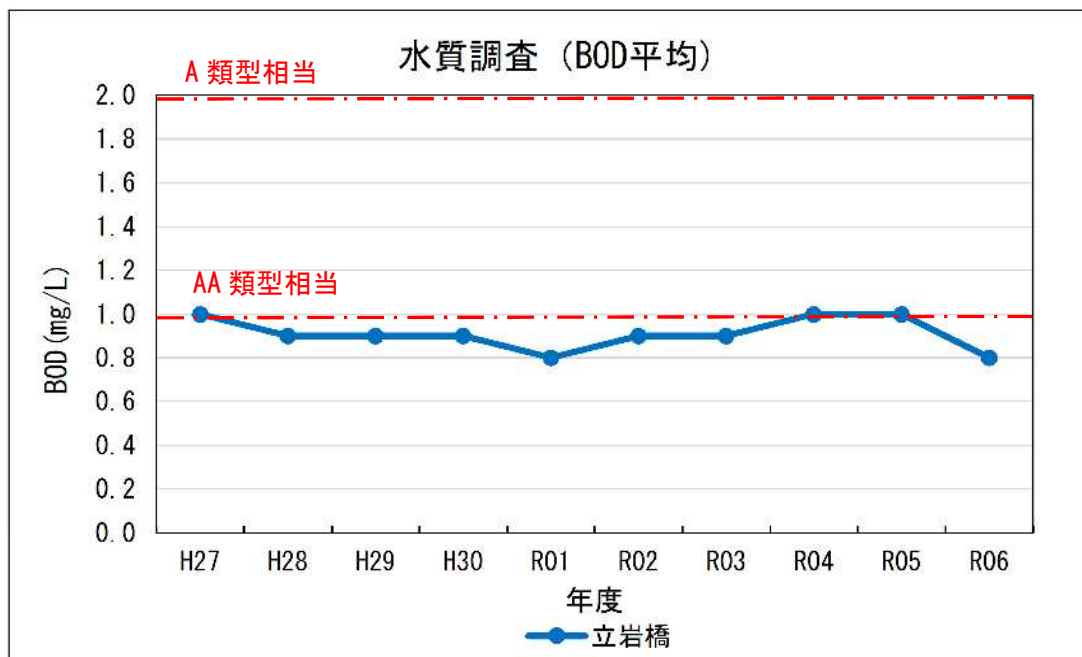
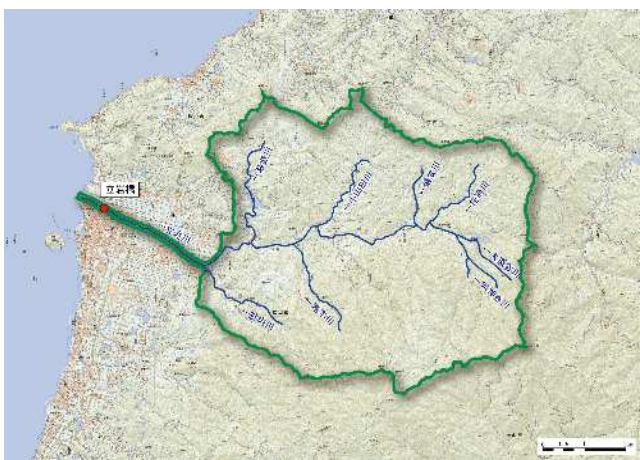


図 6 立岩川 立岩橋地点 水質測定結果 (H27～R6)



国土地理院の電子地形図（タイル）に流域界等を追記

図 7 立岩川 水質測定結地点位置図

表 5 立岩川水質測定結果一覧(近年 2 カ年)

調査項目	単位	2023 (R5) 年度		2024 (R6) 年度	
		計測値	類型相当	計測値	類型相当
pH(計測中央値)	-	7.5	AA	7.7	AA
BOD	mg/L	1.0	AA	0.8	AA
DO	mg/L	9.1	AA	9.5	AA
SS	mg/L	4	AA	4	AA
大腸菌数	MPN/100mL	1.6×10^2	-	2.1×10^2	-

2.3 河川環境の現状と課題

2.3.1 動植物の生息・生育の状況と課題

立岩川では、河口から 0.6km 付近までの区間が感潮域であり、干潮時には砂質の干潟が出現する。干潟にはシジミ属等の貝類や、ヒメアシハラガニ、ハクセンシオマネキ等のカニ類が多く生息する。また、感潮域の一部箇所にはヨシが生育しており、底生動物の重要な生息環境として機能している。感潮域の水域は、ボラ、クロダイ等の汽水・海水性の遊泳魚、ヒメハゼ等の汽水・海水性の底生魚が生息しており、多種の魚類の生息・採餌環境として利用されている。

0.6km 付近より上流は、下流域、中流域、上流域の 3 つに河道特性が区分される。

下流域に見られる瀬や淵を、アユやオイカワ等の遊泳魚、オオヨシノボリ等の底生魚が生息・採餌環境として利用している。中州や寄州にはツルヨシ、ミゾソバ等が生育しており、ミナミメダカ等の魚類、ニホンカワトンボ等の底生動物がこれらの水際植生を生息環境として利用している。

中流域は谷底地形の急勾配河道の区間で、小規模な瀬・淵が連続し、寄州にはツルヨシ等の植生が生育しておりオイカワ、タカハヤ等の魚類や水生昆虫の生息環境となっている。また、河床材料は砂質が主体であるが、下流域に比べ掌大や人頭大の石も見られ、石の下も水生昆虫や底生魚等の生息環境となっている。

上流域は山間部を流れる河道であり、アラカシやエノキ、スギ・ヒノキ植林等の河畔林が河道を覆っている。下流に比べ種数は少ないものの、タカハヤやサワガニ、ヘビトンボ等の一般的な河川の上流域にみられる種が生息している。

立岩川流域における重要種について、植物はコバノチョウセンエノキ等の 4 種、魚類はニホンウナギ等の 5 種、底生生物はイソシジミ等の 11 種が確認されている。

今後も引き続き動植物の生息・生育状況を把握し、河川整備や維持管理にあたっては、河川環境に与える影響を少しでも回避・低減できるよう良好な河川環境の保全に努める必要がある。

表 6 重要種一覧

項目	種名	カテゴリー	
植物	コバノチョウセンエノキ	愛媛県レッドリスト 2025	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)
	ハマサジ	環境省レッドリスト 2020	準絶滅危惧 (NT)
	アキノミチヤナギ	愛媛県レッドリスト 2025	準絶滅危惧 (NT)
	マツナ	愛媛県レッドリスト 2025	準絶滅危惧 (NT)
魚類	ニホンウナギ	環境省レッドリスト 2020 愛媛県レッドリスト 2025	絶滅危惧ⅠB類 (EN) 絶滅危惧Ⅱ類 (VU)
	オイカワ	愛媛県レッドリスト 2025	情報不足 (DD)
	ミナミメダカ	環境省レッドリスト 2020 愛媛県レッドリスト 2025	絶滅危惧Ⅱ類 (VU) 絶滅危惧Ⅱ類 (VU)
	カジカ虫卵型	環境省レッドリスト 2020 愛媛県レッドリスト 2025	絶滅危惧ⅠB類 (EN) 絶滅危惧ⅠA類 (CR)
	オオヨシノボリ	愛媛県レッドリスト 2025	情報不足 (DD)
底生生物	イソシジミ	愛媛県レッドリスト 2025	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)
	クロベンケイガニ	愛媛県レッドリスト 2025	準絶滅危惧 (NT)
	アカテガニ	愛媛県レッドリスト 2025	準絶滅危惧 (NT)
	ユビアカベンケイガニ	環境省レッドリスト 2020 環境省海洋生物レッドリスト (平成 29 年) 愛媛県レッドリスト 2025	準絶滅危惧 (NT) 準絶滅危惧 (NT) 準絶滅危惧 (NT)
	ハマガニ	環境省レッドリスト 2020 環境省海洋生物レッドリスト (平成 29 年) 愛媛県レッドリスト 2025	絶滅危惧 (NT) 準絶滅危惧 (NT) 準絶滅危惧 (NT)
	ヒメアシハラガニ	環境省レッドリスト 2020 愛媛県レッドリスト 2025	絶滅危惧 (NT) 準絶滅危惧 (NT)
	ハクセンシオマネキ	環境省レッドリスト 2020 愛媛県レッドリスト 2025	絶滅危惧Ⅱ類 (VU) 準絶滅危惧 (NT)
	ニホンカワトンボ	愛媛県レッドリスト 2025	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)
	ミヤマサナエ	愛媛県レッドリスト 2025	準絶滅危惧 (NT)
	コオイムシ	環境省レッドリスト 2020	準絶滅危惧 (NT)
	コガタノゲンゴロウ	環境省レッドリスト 2020 愛媛県レッドリスト 2025	絶滅危惧Ⅱ類 (VU) 絶滅危惧Ⅱ類 (VU)

環境省レッドリスト 2020

絶滅危惧ⅠA類 (CR) : ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの

絶滅危惧ⅠB類 (EN) : ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの

絶滅危惧Ⅱ類 (VU) : 絶滅の危険が増大している種

準絶滅危惧 (NT) : 現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種
情報不足 (DD) : 評価するだけの情報が不足している種

絶滅のおそれのある地域個体群 (LP) : 地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの

愛媛県レッドリスト 2025

絶滅危惧ⅠA類 (CR) : ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの

絶滅危惧ⅠB類 (EN) : ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの

絶滅危惧Ⅱ類 (VU) : 絶滅の危険が増大している種

準絶滅危惧 (NT) : 現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種
情報不足 (DD) : 評価するだけの情報が不足している種要注意種 (AN) : 現時点で種として絶滅のおそれがあるものではないため上記のカテゴリーには該当しないが、県内の
生物多様性の保全の観点から今後の個体数や生息状況の変化に特に注意が必要だと考えられる種

環境省海洋 RL …「環境省版海洋生物レッドリスト」(環境省、平成 29 年 3 月)の掲載種

NT (準絶滅危惧) : 現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種

表 7 重要種写真一覧

植物				
	コバノチョウセンエノキ	ハマサジ	アキノミチヤナギ	マツナ
				
	ニホンウナギ	オイカワ	ミナミメダカ	カジカ中卵型
魚類				
	オオヨシノボリ			
底生生物				
	イソシジミ	クロベンケイガニ	アカテガニ	ユビアカベンケイガニ
				
	ハマガニ	ヒメアシハラガニ	ハクセンシオマネキ	ニホンカワトンボ
				
	ミヤマサナエ	コオイムシ	コガタノゲンゴロウ	

2.3.2 河川空間の利用状況と課題

立岩川では、河川沿川に親水階段や高水敷の一部が河川公園として整備され、親水空間として利用されており、地域住民の憩いの空間となっている。



図 8 河口部付近の親水護岸



図 9 中流部の河川公園(案内看板)



図 10 中流部の河川公園(2.8k 付近)



図 11 中流部の河川公園(3.3k 付近)

また、「愛リバー・サポーター制度」を活用し、立岩川水系全体で、現在 8 団体が愛護サポーターに登録されており、地域住民による美しい河川環境の創出に向けた河川敷美化清掃等が行われている。

河川空間の利用状況について、治水上必要な流下断面を確保するとともに、今後も引き続き、地域住民の生活の場の一部として、潤いを享受できる親しみやすい河川空間として保全していく必要がある。

表 8 立岩川水系 愛リバー・サポーター団体一覧（令和 7 年度 12 月末時点）

NO	団体名	延長 (m)	地点	左右岸	団体人数 (人)
1	北条辻北区自治会	300	1.2k～1.5k 付近	左岸	30
2	歩会	350	0.8k～1.15k 付近	左岸	30
3	風早タウン自治会	200	1.2k～1.4k 付近	右岸	49
4	国津老人クラブ	700	2.0k～2.7k 付近	左岸	140
5	一番地自治会	400	0.8k～1.2k 付近	右岸	94
6	有限会社白雪建設	400	2.7k～3.1k 付近	右岸	10
7	株式会社マルナカ北条店	400	0.6k～0.8k 付近	両岸	110
8	株式会社ケイ・アール総合企画	350	3.6k～3.95k 付近	左岸	16

3. 河川整備計画の目標に関する事項

3.1 河川整備計画の計画対象区間

河川整備計画の対象は、立岩川水系の愛媛県管理区間の全域とする。

表 9 立岩川水系概要

水系名	河川名	区間			河川延長 (km)	流域面積 (km ²)	備考
		上流端		下流端			
		左岸	右岸				
立岩川	立岩川	松山市米之野字大門甲332番地先	松山市米之野字宝飯甲340番7地先	海に至る	11.8	43.1	本川
	院内川	松山市院内字堂ノ奥乙144番地先	松山市院内字原甲349番地先	立岩川合流点	2.0		
	萩原川	松山市萩原字阿ノ成甲87番4地先	松山市萩原字柿成乙233番地先	立岩川合流点	4.5		
	滝本川	松山市猪木字屋花甲393番2地先	松山市猪木字地主前甲358番1地先	立岩川合流点	2.0		
	小山田川	松山市小山田字正岡甲1142番1地先	松山市小山田字下原甲337番1地先	立岩川合流点	2.4		
	儀式川	松山市儀式字藤九郎田甲394番1地先	松山市儀式字坂本甲614番2地先	立岩川合流点	1.8		
	庄府川	松山市庄府字大佐古甲621番1地先	松山市庄府字山ノ上甲614番1地先	立岩川合流点	2.4		
	大道谷川	松山市米之野字大道谷陰尾乙116番178地先	松山市米之野字大道谷陰尾乙116番91地先	立岩川合流点	1.5		
	明神谷川	松山市米之野字的場峯東側乙182番1地先	松山市米之野字大明神谷甲361番地先	立岩川合流点	0.4		

3.2 河川整備計画の計画対象期間等

本整備計画は、立岩川水系河川整備基本方針に基づき、立岩川の総合的な管理が確保できるよう、河川整備の目標及び実施に関する事項を定めるものである。

その対象期間は、今後概ね 30 年間とする。

本整備計画は、これまでの災害の発生状況、現時点の課題や河道状況等に基づき策定するものであり、新たな課題や目標流量を超える洪水の発生、河川整備の進捗、河川状況の変化、環境の変化等に合わせ、必要な見直しを行うものとする。

3.3 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標

立岩川水系における治水対策の目標は、流域の重要度、浸水被害発生状況や破堤リスクを考慮した結果、立岩川については年超過確率 1/50 規模の洪水を安全に流下させることを目標とするとともに、堤防区間においては河川水の浸透等による、堤防決壊等の重大災害発生の未然防止を図る。

内水対策については、松山市の雨水対策等と連携し、内水氾濫の被害の軽減を図る。また、河口部においては、海岸管理者と連携しながら、台風襲来時等の高潮・波浪及び、今後発生が予想される地震・津波に対して、人命や財産を守るため、被害の軽減を図る。

また、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化や、今後さらに、気候変動による洪水外力が増大することを踏まえ、計画規模を上回る洪水及び整備途中段階で施設能力以上の洪水が発生し氾濫した場合に対しても、被害をできるだけ軽減できるよう治水対策の抜本的な強化として、令和 3 年 12 月に「風早のまちと文化を守る流域治水対策」を取組方針とした「立岩川水系流域治水プロジェクト」を策定しており、河川整備に加え、浸水リスクが高いエリアにおける土地利用規制・住まい方の工夫や、水害リスク情報の提供及び迅速かつ的確な避難と被害最小化を図る取組等を組み合わせ、あらゆる関係者が協働して、流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を推進していく。

3.4 河川の適正な利用に関する目標

立岩川水系には、76 件の慣行水利権と 25 件の許可水利権が存在している。しかし、水系全体における取水量等の実態が不明であることから、今後、水利関係者との連携・調整を図り、河川流況や取水実態等のデータ蓄積及び水利形態の把握に努めることを目標とする。

また、流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関しては、引き続きデータの蓄積に努め、立岩川にふさわしい流量を設定・確保できるよう、地域住民や関係機関と連携し、流水の正常な機能の維持に努めることを目標とする。

3.5 河川環境の整備と保全に関する目標

3.5.1 動植物の生息・生育・繁殖環境

動植物の生息・生育・繁殖環境については、今後も引き続き、立岩川水系の動植物の生息状況を把握し、立岩川水系の有する生態系を保全することを目標とする。

そのため、河川の改修工事や維持管理、河川横断構造物の改築等に当たっては、河川環境に与える影響を考慮し、できるだけ現況の瀬や淵を保全するとともに、魚類等の移動の連続性を確保できるように努める。また、環境が劣化している場合もしくは劣化した場合は生態系修復の取り組みを行い、河川全体として環境状態が良好になるよう努める。

3.5.2 水質

水質については、「生活環境の保全に関する環境基準」に係る類型指定はなされていない状況にあるが、公共下水道等と連携し、水質の維持・向上に努めることを目標とする。

3.5.3 河川空間の利用

河川空間の利用については、人と川のふれあいの場となるよう現在の親水空間の保全を行うとともに、地域住民が親しみやすい河川空間づくりに努めることを目標とする。

4. 河川整備の実施に関する事項

4.1 河川工事の目的、種類及び施行場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

4.1.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

立岩川本川において、年超過確率 1/50 規模の洪水を安全に流下させることとする。その流量は立岩川の治水基準点である高柳橋地点において $410\text{m}^3/\text{s}$ とする。

河道については、洪水の流下や浸水被害の軽減を図るため、河道掘削、護岸整備、築堤、橋梁の架替え等の整備を実施する。また、本川河口部において、大規模地震・津波および、高潮からの被害の防止又は軽減を図るため、必要に応じて堤防の嵩上げや河川管理施設の耐震補強等の対策を実施する。

河川工事にあたっては、地域住民や関係機関と協議し、実施するとともに、自然環境の保全・復元に努め、河岸では植生が回復するよう水際における多様性の確保や、人と川のふれあいの場となるよう親水性に配慮した整備を行う。

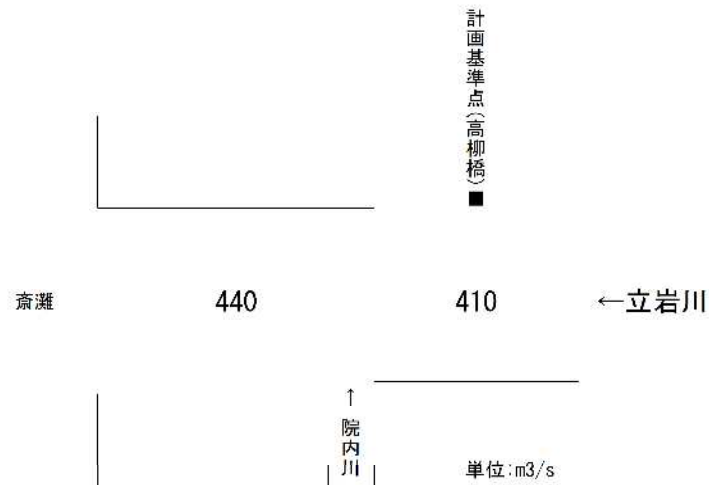


図 12 立岩川水系整備計画高水流量配分図

4.1.2 河川工事の種類及び施行場所

立岩川は、流下能力が年超過確率 1/50 以下の区間が存在しており、その要因は主に河積不足によるものである。

このため、計画規模である洪水を安全に流下させることを目標に、整備計画目標流量（410m³/s）が流下した場合の水位が計画高水位を超過する区間を対象とし、河道掘削、護岸整備、橋梁の架替え等を実施する。

なお、災害復旧工事、局所的な改良工事及び維持工事は、上記にとらわれずに必要に応じて実施する。

表 10 河川工事の種類

河川名	範囲	種類
立岩川	0.0K～4.2K	河道掘削、橋梁架替え、築堤、護岸整備、落差工撤去等

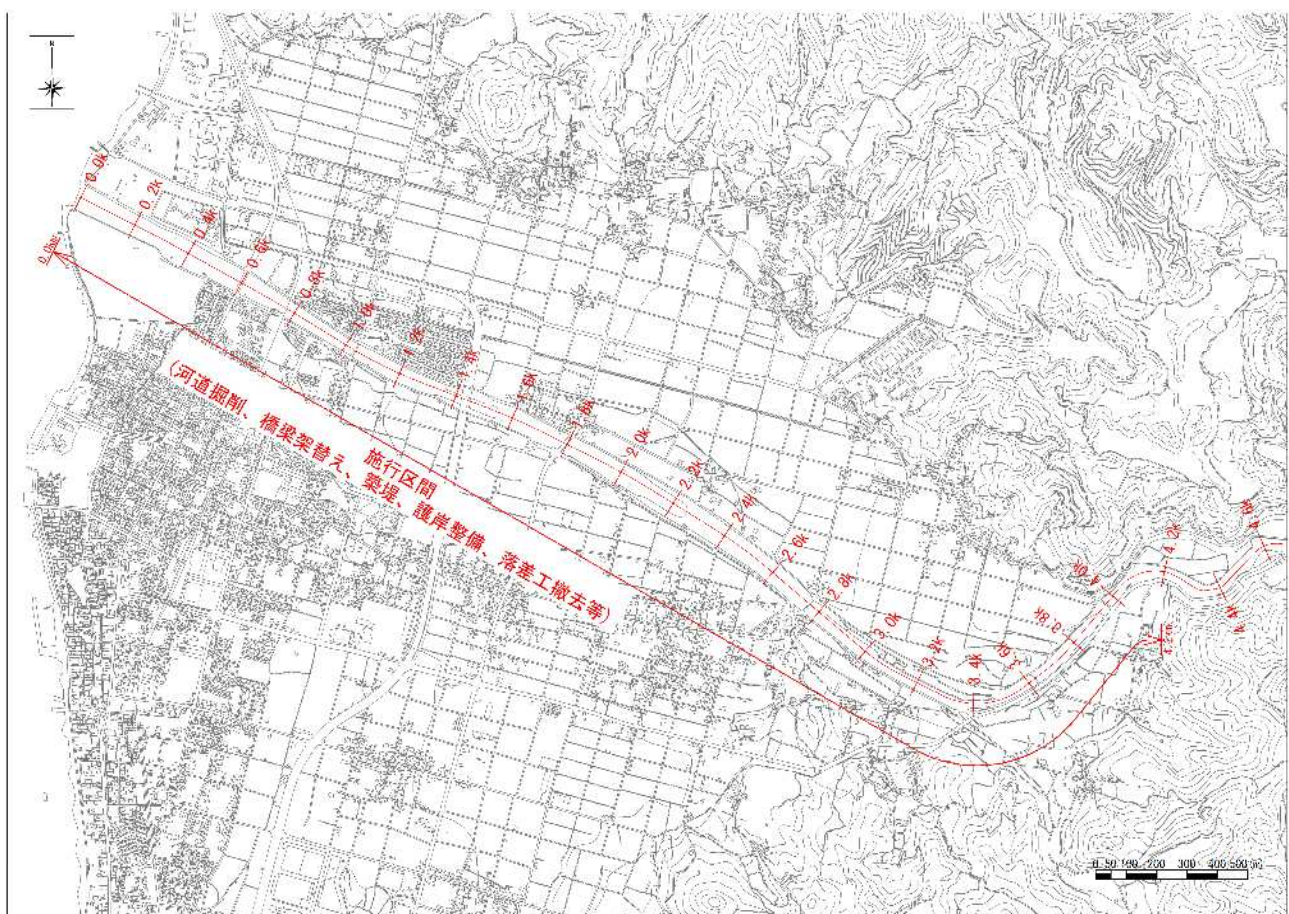
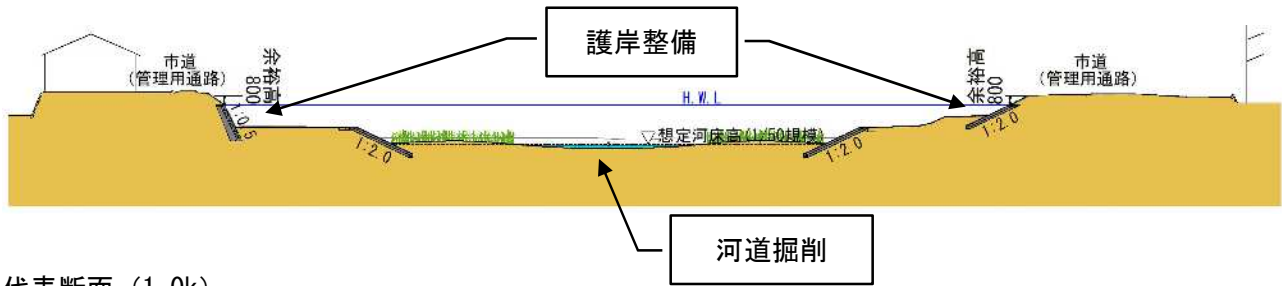


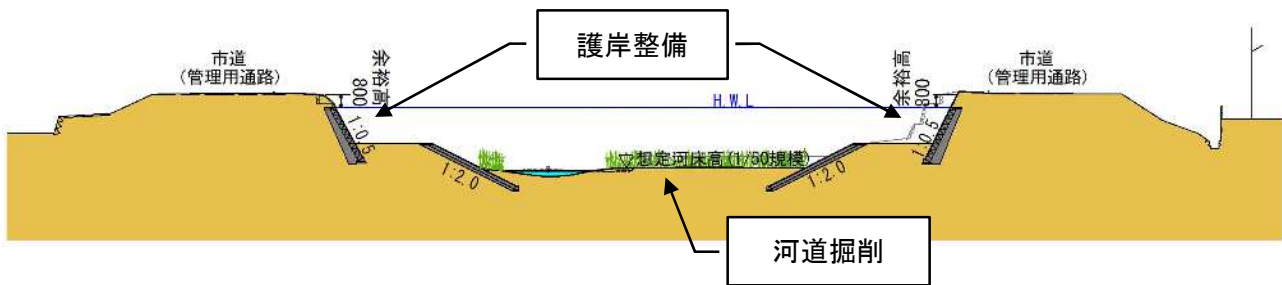
図 13 河川工事の施行箇所位置図

※実際の河川工事範囲は、今後の詳細検討を踏まえて決定する。

代表断面 (0.5k)



代表断面 (1.0k)



代表断面 (2.8k)

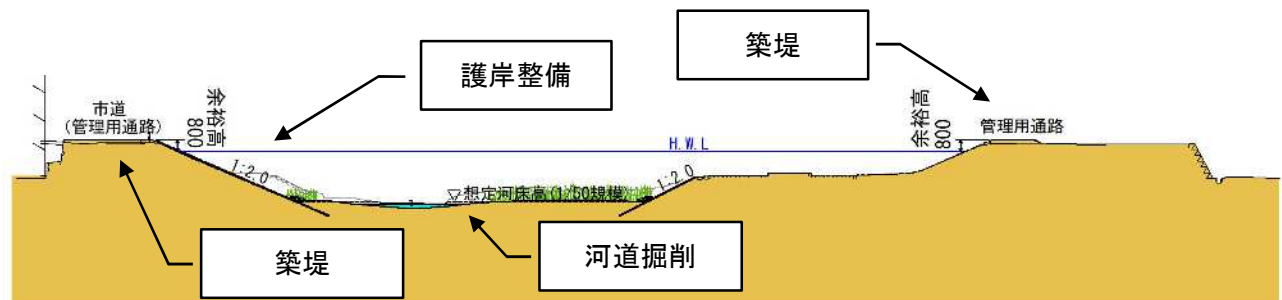


図 14 立岩川改修横断図

※改修におけるイメージ断面であり、実施にあたっては、今後の詳細調査・検討を踏まえ決定する。

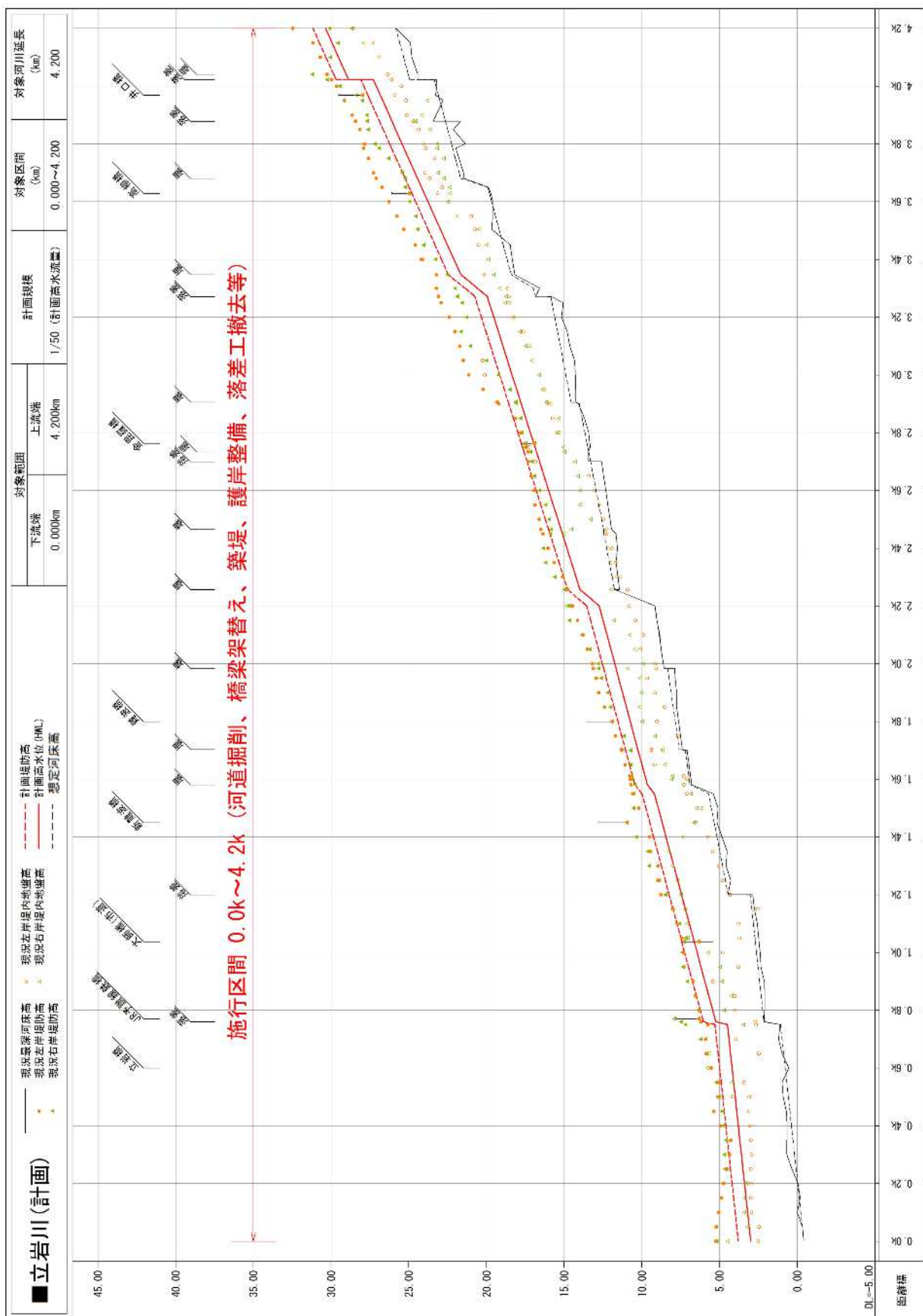


図 15 立岩川縦断面図

4.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項

河川工事の実施に際し、現在の生物の生息、生育状況の把握に努め、瀬や淵の復元や魚類等の移動の連続性を確保するように努める。

河岸では、植生が回復するように水際における多様性の確保や、人と川のふれあいの場となるよう親水性に配慮した整備を行うものとする。

特に、重要な動植物の生息が確認された場合には、重要な動植物の生息・生育環境に対してできるだけ影響の回避・低減に努め、河川環境の維持を図るとともに、環境が劣化している場合もしくは劣化した場合は生態系修復の取り組みを行い、河川全体として環境状態が良好になるよう努める。

重要種である「ニホンウナギ（絶滅危惧Ⅱ類）※3」、「ミナミメダカ（絶滅危惧Ⅱ類）※3」等への影響に配慮し、河川環境の保全を図る。

また、中下流域では河口部沿岸を含めた水環境の保全に努めるため、周辺地域や関係自治体等と調整し、水質の汚染・汚濁防止に配慮し、河川環境を保全できるよう整備を推進する。

上流部では、河道内にも残存している限られた自然環境を活かし、潤いと豊かな生物多様性を有した河川環境の整備と保全を図る。

なお、外来種については、関係機関と連携して生息・生育状況の把握に努めるとともに、河川整備箇所で特定外来生物が確認された場合には、関係法令に基づき移出入の防止に努める。

4.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所に関する事項

4.2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

(1) 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

河川内を点検し、危険箇所・老朽箇所等の早期発見及び補修に努める。

河川管理施設等については、長寿命化計画に基づく維持管理に加え、樋門等の施設操作の遠隔化・自動化など最新技術の導入を検討し、効率的な維持管理に努める。

出水により土砂が堆積し、洪水流下の阻害となる等、治水上支障をきたす場合は、環境面に配慮しつつ、河床掘削等の必要な対策を検討する。また、出水等による堤防、河岸の浸食や河床の低下は、護岸の構造物基礎が露出するなど、災害の要因となるため、これら変状の早期発見に努めるとともに、河川管理上の支障となる場合は適切な処理を行う。

河川の維持管理、災害復旧に伴う工事では自然環境に配慮した工法を採用する。

(2) 危機管理体制の整備及び浸水被害軽減対策

洪水、水質事故、地震等の緊急時においては、雨量・河川水位の警戒情報等をメールで自動送信するシステムの整備等、迅速かつ的確に地域住民に対して河川情報を提供し、地域との連携を図りつつ、水防活動や避難経路の確保等の浸水被害の防止又は軽減に向けての対策を実施する。

なお、気候変動の影響により水災害が激甚化・頻発化する中、計画規模を上回る洪水や高潮等の発生、又は整備途中における施設能力以上の洪水の発生に備え、関係機関や地域住民等と連携を図りつつ、ハザードマップの活用支援や水害防止体制の構築などを推進し、被害の軽減に努める。

さらに、関係機関と連携をしながら、『流域治水』を推進し、地域の様々な水害に対して被害軽減を図る。

※3 愛媛県レッドリスト 2022 のカテゴリーによる分類。

4.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川は公共用物であることから、洪水の安全な流下、河川環境の保全等という本来の機能の維持に併せて、まちづくりと一体となった整備等、多様な要請に応えられるよう、相互の調整を図りつつ、適正に管理していく必要がある。

また、河川敷への不法投棄は河川利用に著しく支障を与える行為であることから、厳正に対処していく必要がある。

流水の正常な機能の維持については、動植物の保護、景観や既得水利の取水のために、河川には常時一定流量以上の流水を確保することが望ましい。水環境を維持・向上を図るために必要な水量（正常流量）について、今後、地域住民や関係機関と連携し、設定できるよう努める。

4.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 動植物の生息・生育・繁殖環境の保全

立岩川水系に生息する動植物の良好な生息・生育・繁殖環境を維持するために、瀬や淵の保全及び魚類等の移動の連続性の確保に努めるとともに、環境が劣化している場合もしくは劣化した場合は生態系修復の取り組みを行い、河川全体として環境状態が良好になるよう努める。

(2) 水質の保全

水質の保全にあたっては、立岩川は「生活環境の保全に関する環境基準」に係る類型指定はなされていない状況にあるが、定期的な水質観測を実施し、その動向を監視していくとともに、下水道事業等の各種事業を推進し、関係機関や地域住民と連携の上、水質の維持・向上に努める。

(3) 河川空間の利用

河川空間の利用に関しては、立岩川水系における利用状況及び松山市の都市計画等を踏まえて、周辺の自然環境との調和を図りながら地域住民が親しみを持てる川づくりに努める。また、地域住民と協力し、河川美化運動の推進に努める。

4.3 河川の整備を総合的に行うために必要なその他の事項

4.3.1 水防に関する事項

洪水や津波・高潮等に関する情報の連絡体制として、『逃げ遅れゼロ』を目標に大規模氾濫に関する減災対策協議会を立ち上げており、松山市等の関係機関と連携し、ハザードマップ・タイムラインの作成やホットラインの構築、プッシュ型のメール配信等の情報伝達体制の整備を推進する。

また、防災訓練による水防体制の強化や普段からの地域住民等に対して水防に関する啓発活動を行う等、ソフト的な洪水対策を実施する。

4.3.2 流域における河川管理の取組への支援に関する事項

河川整備に関しては、地域住民の意見を尊重しつつ、関係機関との連携を図りながら実施する。
松山市及び地域住民に対しては、洪水被害を軽減する施策に必要な資料の提供や水防活動の支援を行う。

地域住民に対しては、河川愛護の啓発に努め、河川の維持等に関して積極的な参画を求めている。

4.3.3 災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能維持に関する事項

河川管理施設の定期点検による危険箇所・老朽箇所の早期発見及び補修、流下能力確保のための河床堆積物の排除等の必要な対策を講じる。

4.3.4 環境への配慮事項の具体的な対策に関する事項

河道改修にあたっては、動植物の生息や生育地に配慮した瀬や淵の保全、親水性に配慮した整備を行う。また、地域住民と協力して河川美化運動の推進に努める。